

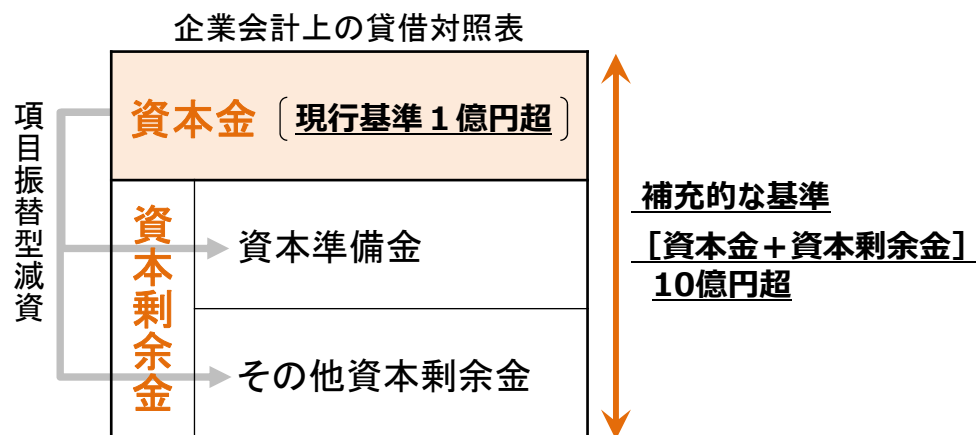
1. 減資への対応

- 外形標準課税について、現行基準(資本金1億円超)を維持する。
- ただし、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

⇒ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人については、現行基準や「2. 100%子法人等への対応」の基準に該当しない限り、引き続き外形標準課税の「対象外」。

⇒ 改正後に新設される法人についても、現行基準等に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。

※外形法人・非外形法人の判定は事業年度末に行う。



(施行期日・経過措置)

- 令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。
- 公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置を講ずる。